

地域密着型通所介護、介護予防型デイサービス

上賀茂デイサービス

重要事項説明書

(2024年6月1日)

事業所番号 2670100417

医療法人 葵会

京都市北区紫竹西西南町65番地の3,131

電話：075（441）4752

FAX：075（431）2901

利用者に対する地域密着型通所介護、介護予防型デイサービスの提供開始にあたり、当事者が利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者概要

事業者名称	医療法人葵会
主たる事業所の所在地	京都市北区紫竹西南町 65 番地の 3,131
法人種別	医療法人
法人代表者名	理事長 吉川 恵造
電話番号	電話：075-441-4752 フックス：075-431-2901

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	医療法人葵会 上賀茂デイサービス
指定番号	2670100417
所在地	京都市北区上賀茂山本町 50 番地
電話番号	電話：075-724-2414 フックス：075-724-2404

3 事業所の目的と運営方針

事業の目的	医療法人葵会上賀茂デイサービスは要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護、介護予防通所介護サービスを提供する。
運営の方針	地域密着型通所介護の従事者は、要介護、要支援者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

4 職員体制

職員体制	資 格	常 勤	非常勤	計	業務内容
管理者	介護 福祉士	1 名 (兼務)		1 名	職員の管理及び施設の管理等
生活相談員	介護 福祉士	1 名 (兼務)	2 名 (兼務)	3 名	利用者又は家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う
看護職員	看護師		1 名 (兼務)	1 名	利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとる
介護職員			2 名	2 名	心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う
機能訓練指導員 (看護職員)			1 名 (兼務)	1 名	利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う

5 事業所の設備等

定 員	14名
食堂兼機能訓練室	1室 (42.14 m ²)
浴 室	一般浴槽
静養室	1
相談室	1室
送迎車	2台

6 営業日

営業日	月曜日～金曜日 (12月29日～1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分～午後4時30分

- * 祝日は通常通り営業いたします。
- * 天候等の状況により、送迎の安全に支障をきたす恐れがある場合には臨時休業させていただくことがあります。予めご了承ください。

7 通常の事業の実施範囲

京都市北区	上賀茂、柊野、大宮、待鳳、紫竹、鳳徳、紫野、楽只、鷹峯元町の各学区
京都市左京区	静市市原町、葵学区

8 サービス内容

① 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ・ 排泄介助
- ・ 移動、移乗介助
- ・ その他の必要な身体介護

② 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・ 衣類着脱の介助
- ・ 身体の清拭、洗髪、洗身

③ 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ・ 準備、後始末の介助
- ・ 食事摂取の介助
- ・ その他必要な食事の介助

④ アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的サービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ・ レクリエーション
- ・ 戸外レクリエーション
- ・ グループワーク
- ・ 行事的活動
- ・ 体操
- ・ 機能訓練

⑤ 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要なサービスを提供する。

- ・ 移動・移乗動作の介助
- ・ 送迎

⑥ 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ・ 日常生活動作訓練の相談、助言
- ・ 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ・ 住宅改良に関する相談、助言
- ・ その他必要な相談、助言

⑦ 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われるハラスメントや利用者、家族等からのハラスメントにより、職場の就業環境が害される事を予防するための措置を講じています。

9 利用料

① 利用者からいただく利用料は次の通りです。次の基本額を合計した額となります。費用合計をもとに利用者負担額を算定する際、端数処理の結果に若干差異が生じる場合がありますので予めご了承ください。

（介護報酬単価地域区分 5 級地 1 単位 10.45 円）

② 基本サービス料金、基本加算料金については、介護保険法の法定利用料に基づく金額です。

③ 基本利用料は原則として 1 割が負担額となります。一定以上の所得のある方については、所得に応じて 2 割又は 3 割になる場合があります。介護保険負担割合証をご確認ください。

○ 地域密着型通所介護

(1) 基本サービス料金

状態区分	4時間以上～5時間未満		5時間以上～6時間未満		6時間以上～7時間未満	
	単位数	利用者負担額 (負担割合別)	単位数	利用者負担額 (負担割合別)	単位数	利用者負担額 (負担割合別)
要介護 1	436	1割 456円/日 2割 911円/日 3割 1367円/日	657	1割 687円/日 2割 1373円/日 3割 2060円/日	678	1割 709円/日 2割 1417円/日 3割 2126円/日
要介護 2	501	1割 524円/日 2割 1047円/日 3割 1571円/日	776	1割 811円/日 2割 1622円/日 3割 2433円/日	801	1割 837円/日 2割 1674円/日 3割 2511円/日
要介護 3	566	1割 591円/日 2割 1183円/日 3割 1774円/日	896	1割 936円/日 2割 1873円/日 3割 2809円/日	925	1割 967円/日 2割 1934円/日 3割 2900円/日
要介護 4	629	1割 657円/日 2割 1315円/日 3割 1972円/日	1013	1割 1059円/日 2割 2117円/日 3割 3176円/日	1049	1割 1096円/日 2割 2192円/日 3割 3289円/日
要介護 5	695	1割 726円/日 2割 1453円/日 3割 2179円/日	1134	1割 1185円/日 2割 2370円/日 3割 3555円/日	1172	1割 1225円/日 2割 2449円/日 3割 3674円/日

(2) 基本加算項目

加算項目	単位数	利用者負担額 (負担割合別)	加算項目	単位数	利用者負担額 (負担割合別)
入浴介助加算(Ⅰ)	40	1割 42円/回 2割 84円/回 3割 126円/回	生活機能向上連携 加算(Ⅱ)	100	1割 105円/月 2割 209円/月 3割 314円/月
入浴介助加算(Ⅱ)	55	1割 58円/回 2割 115円/回 3割 173円/回	科学的介護推進体制 加算	40	1割 42円/月 2割 84円/月 3割 126円/月
個別機能訓練加算 (Ⅰ) イ	56	1割 59円/回 2割 117円/回 3割 176円/回	介護職員等処遇改 善加算Ⅰ		所定 単位数×0.092
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	22	1割 23円/回 2割 46円/回 3割 69円/回			

○ 介護予防型デイサービス

(1) 基本サービス料金

状態区分	サービス内容	単位数	利用者負担額 (負担割合別)
要支援 1 (週 1 回程度)	入浴あり	1798	1 割 1879/月 2 割 3758/月 3 割 5637/月
	入浴なし	1598	1 割 1670/月 2 割 3340/月 3 割 5010/月
要支援 2 (週 1 回程度)	入浴あり	1798	1 割 1879/月 2 割 3758/月 3 割 5637/月
	入浴なし	1598	1 割 1670/月 2 割 3340/月 3 割 5010/月
要支援 2 (週 2 回程度)	入浴あり	3621	1 割 3784/月 2 割 7568/月 3 割 11352/月
	入浴なし	3221	1 割 3366/月 2 割 6732/月 3 割 10098/月

(2) 基本加算項目

加算項目	状態区分	単位数	利用者負担額 (負担割合別)
サービス提供体制強化 加算 (I)	週 1 回程度 要支援 1・2	88	1 割 92 円/月 2 割 184 円/月 3 割 276 円/月
	週 2 回程度 (要支援 2)	176	1 割 184 円/月 2 割 368 円/月 3 割 552 円/月
科学的介護推進体制加算		40	1 割 42 円/月 2 割 84 円/月 3 割 126 円/月
介護職員等処遇改善加算			所定単位数 × 0.092

- ④ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられた時間数によるものです。ただし、利用者の希望、または心身の状況により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所計画を変更し、変更後の利用となります。
- ⑤ 加算については、利用者の希望、または心身の状況等により、同意の上居宅サービス計画書及び通所介護計画に位置付けます。
- ⑥ 通常の事業の実施地域を超えて行う交通費については徴収いたしません。
- ⑦ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画書を作成する際に、居宅介護支援事業所の介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。）
- ⑧ 通常の営業日、営業時間を超えた通所介護の提供について、やむを得ない事情で営業時間を超過して通所介護を利用する場合は、実費料金を徴収いたしません。
- ⑨ 介護保険の給付対象とならないサービスは以下の通りです。利用料の全額がご利用者のご負担となります。
- 昼食代として1食につき500円徴収させていただきます。
 - おやつ代として1食につき50円徴収させていただきます。
 - アクティビティ・サービス（作業や行事、レクリエーション等）の材料費として、1回につき200円を徴収させていただきます。ただし希望されない場合はこの限りではありません。
 - 入浴時のタオル貸し出しを希望される方は、フェイスタオル（30円/回）、バスタオル（50円/回）をリース代として徴収させていただきます。
 - 利用予定日の当日に欠席された場合は、昼食代を徴収させていただきます。
- ⑩ その他の屋外行事の実施にあたり参加費用が必要な場合、参加希望者にその都度説明し同意が得られた場合に限り徴収させていただきます。

10 要望・意見・苦情申立窓口

○ 苦情受付担当者：藤井 智貴（管理者）

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	ご利用方法
医療法人 美会 上賀茂デイサービス	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分	電話：075-724-2414 FAX：075-724-2404
京都市北区役所健康長寿推進課	月曜日～金曜日 午後9時～午後5時	電話：075-432-1181 FAX：075-432-0388
京都市左京区役所健康長寿推進課	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	電話：075-771-4211 FAX：075-771-6900
京都府国民健康保険団体連合会	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	電話：075-354-9090 FAX：075-354-9055

11 虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するため、指針を整備し研修を定期的に実施しています。

12 ハラスメントの防止

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われるハラスメントや利用者・家族からのハラスメントにより、就業環境が害される事や、サービスの質の低下、信頼関係の悪化を防止するための措置を講じます。

13 秘密保持等

- ① 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- ② 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。
- ③ 個人情報保護法を遵守し、医療法人美会の個人情報の保護に関する基本指針（1、利用範囲の明確化、適切な取り扱い 2、漏洩防止の確立 3、開示等の請求は誠意を持って対応）にそって、個人情報を取り扱います。
- ④ 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密はもらしません。

- ⑤ 事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をもらすことがないように必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ⑦ 事業者は、利用者にかかわる他の居宅介護支援事業所等との連携をはかる等、正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

14 緊急時の対応

利用者の容態が憎悪した場合は、主治医又は事業者及び事業者の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。又、緊急連絡先に連絡します。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人葵会 上賀茂診療所 電話：075-781-1409
	医療機関の名称	公益社団法人京都保健会 京都民医連中央病院 電話：075-861-2220

15 事故発生時の対応

万が一事故が発生した場合は、マニュアルに従い速やかに対処し、利用者家族、かかりつけ医、居宅介護支援事業所、保険者へ連絡します。また、法人本部に報告し、再発防止に努めます。

16 損害賠償

本会は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。そのための「賠償責任保険」に加入しています。

17 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する責任者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（事務長・森藤 裕明）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。（避難訓練：年2回以上）

18 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

19 感染症予防及びまん延の防止

感染症の予防及びまん延の防止のため、指針を整備し、定期的な対策会議や研修及び訓練を実施します。

20 第三者評価の実施状況

受診日：令和2年7月29日

評価機関：一般社団法人京都ボランティア協会

* 評価結果は施設内に掲示しています。

21 当法人の概要

法人種別	医療法人葵会
代表者役職・氏名	理事長 吉川 恵造
所在地	京都市北区紫竹西南町65番地の3,131
電話番号	電話：075-441-4752 フックス：075-431-2901
営業所数	介護医療院 1カ所 短期入所療養介護 1カ所 居宅介護支援事業 1カ所 訪問看護 1カ所 通所介護 2カ所 通所リハビリ 2カ所 訪問リハビリ 1カ所

令和 年 月 日

通所介護、介護予防型デイサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項を説明し、交付しました。

事業者

住所 京都市北区上賀茂山本町 50 番地

事業者名 医療法人葵会 上賀茂デイサービス 事業所番号 2670100417

管理者名 藤井 智貴

説明者

氏名 _____ 役職名 生活相談員

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。なお、利用料に関して、保険外その他の利用料についても説明を受け同意をします。

また、サービス担当者会議等において、他事業所との連携を図る必要のある場合等、正当な理由がある場合には、利用者または利用者家族等の個人情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

利用者本人

氏名 _____

契約者は心身の状況により署名が困難なため、契約者本人の意思を確認の上、

私が契約者 _____ に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

氏名 _____ (利用者との関係：)